

一般財団法人京都府剣道連盟 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人京都府剣道連盟と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、剣道（居合道、杖道を含む。以下同じ。）に関する事業を行い、京都府内における剣道の諸団体を統括し代表する団体として、剣道の普及振興を図ると共に、府民の人格形成と体力向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 剣道に関する調査及び研究並びに指導
- (2) 各種大会、講習会及び稽古会の開催及び後援
- (3) 指導者の育成
- (4) 京剣連派遣選手、青少年及び地域団体等の育成強化
- (5) 各種大会、講習会、会議への役員、選手、受講者等の派遣
- (6) 称号及び段級位の審査並びに級位の授与
- (7) 剣道の普及振興のための表彰
- (8) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第5条 この法人の公告は、電子公告の方法により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告ができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 資産及び会計

(基本財産)

第6条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な基本財産は、別表のとおりとする。

(基本財産の維持及び処分)

第7条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 公益目的支出計画実施報告書
 - (4) 貸借対照表
 - (5) 正味財産増減計算書
 - (6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号の書類については、定時評議員会に提出し、その内容を報告しなければならない。
 - 3 第1項の承認を受けた書類のうち、第4号及び第5号の書類については、定時評議員会に提出し、承認を受けなければならない。
 - 4 前各項の規定により報告し、又は承認を受けた書類及び監査報告を主たる事務所に10年間備え置くものとする。
 - 5 定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第3章 評議員

(評議員の定数)

第11条 この法人に、評議員20人以上30人以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

(任期)

第13条 評議員の任期は、選任の日から4年後の定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に解任又は辞任により退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任される者が就任するまでは評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第14条 評議員は、無報酬とする。

- 2 評議員がその職務を行うために要する費用については、評議員会の議決による額を支払うことができる。

第4章 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 定款の変更
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分及び除外の承認
- (7) 評議員の職務執行に要する費用の支払額
- (8) 理事及び監事の報酬等の額
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

- 2 必要がある場合には、臨時評議員会を開催することができる。

(招集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会を招集するには、理事長は、評議員会の日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第19条 評議員会の議長は、当該評議員会において、出席評議員の中から互選する。

(決議)

- 第20条 評議員会の決議は、この定款に別の定めがある場合を除き、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 役員等に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (5) その他法令で定められた事項
 - 4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

- 第21条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、議長及びその会議に出席した評議員の中から選出された議事録署名人2人が、記名押印しなければならない。

第5章 役員

(役員の設置)

- 第22条 この法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 10人以上20人以内
 - (2) 監事 2人以内
- 2 理事のうち1人を理事長とする。

- 3 理事長以外の理事のうち、10人以内を常任理事とする。
- 4 理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常任理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事会は、前項により選定された常任理事の中から副理事長若干名を選定することができる。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長に事故があるとき又は欠けたときは、理事長の業務執行に係わる職務を代行する。
- 4 常任理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 5 理事長、副理事長たる常任理事及びそれ以外の業務を執行する常任理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任の日から2年後の定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任の日から4年後の定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 任期の満了前に解任又は辞任により退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 27 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、その理事又は監事を解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第 28 条 理事及び監事は、無報酬とする。

- 2 常勤の理事及び監事の報酬については、評議員会において定める額を支給することができる。
- 3 理事及び監事がその職務を行うために要する費用については、評議員会において定める額を支払うことができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 29 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 30 条 理事会は、法令又はこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び常任理事の選定及び解職

(招集)

第 31 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長に事故あるとき又は欠けたときは、副理事長が理事会を招集する。

(議長)

第 32 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第 33 条 理事会の決議は、この定款に別の定めがある場合を除き、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第34条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案について異議を述べたときはこの限りではない。

(報告の省略)

第35条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。
2 前項の規定は、第24条第5項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。
2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第7章 運営委員会及び審議員会

(運営委員会)

第37条 この法人の事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議により、運営委員会を設置することができる。
2 運営委員会に関する必要な事項は、理事会が別に定める。

(審議員会)

第38条 この法人の事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議により、審議員会を設置することができる。
2 審議員会に関する必要な事項は、理事会が別に定める。

第8章 名誉会長、会長、副会長、相談役、顧問及び参与

(会長等)

第39条 この法人に任意の機関として、名誉会長、会長、副会長、相談役、顧問及び参与（以下「会長等」という。）を置くことができる。
2 会長等は、次の職務を行う。
（1）理事長の相談に応じること
（2）理事会から諮問された事項について参考意見を述べること
3 会長等は、理事会において選任及び解任する。
4 会長等の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 5 会長等は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用については、理事会において定める額を支払うことができる。

第9章 加盟団体及び会員

(加盟団体及び会員)

第40条 この法人の目的に賛同する団体及び個人は、加盟団体及び会員になることができる。

- 2 加盟団体及び会員に関する必要な事項は、理事会が別に定める。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。

(解散)

第42条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能及びその他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第43条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

- 2 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第11章 事務局

(設置等)

第44条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 前項以外の職員は、理事長が任免する。
- 5 職員は有給とする。
- 6 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

第 12 章 補 則

(委任)

第 45 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 8 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は奥島快男とする。
- 4 この定款は、一部を改正し令和 2 年 6 月 22 日から施行する。

別表 基本財産（第 6 条関係）

財産種別	場所 ・ 建物
土 地	47.38 ^{m²} 京都市左京区聖護院山王町19番10
建 物	108.46 ^{m²} 京都市左京区聖護院山王町19番10 3階建